

平成21年第8回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成21年11月25日 開会

平成21年11月25日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成21年東吾妻町議会第8回臨時会会議録目次

第1号（11月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議案第1号から議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○閉会の宣告	31
○署名議員	32

平成21年東吾妻町議会第8回臨時会

議事日程(第1号)

平成21年11月25日(水)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第4号 東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第5号 物品購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

13番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長・教育課長事務取扱	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長 議係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦勞様です。遠くの山々の頂がうっすらと雪化粧し、冬の気配が感じられる季節となりました。

ここに平成21年第8回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り開会できますことに対して、厚く御礼を申し上げます。

本日の平成21年第8回臨時会は、付議事件として、東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてほか4件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員からは、病気入院中につき、家族から欠席の申し出があります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成21年第8回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では立冬も過ぎ、日ごとに寒さが厳しさを増してまいりました。

議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

旧東村が平成17年度に実施した新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に交付された国庫補助金に対し、会計検査によって、補助金運用の目的が生かされていないとの指摘を受けましたことについて、11月12日に新聞各紙で報道をされました。所管の総務省では、自主放

送を行うという目的を果たさなかったことは遺憾であるが、自主放送を今後継続するならば返還を求めないとの見解でございます。議員各位には、ご心配をおかけしまして申しわけございませんでした。今後は、国庫補助事業の取り扱いの適正化を指示し、再発防止に努めております。

今回お願いいたします案件は、東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてほか2件及び東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者の指定についてほか1件でございます。どうぞ慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成21年第8回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、4番、青柳はるみ議員、5番、須崎幸一議員、6番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号から議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、並びに議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、及び議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、町長、副町長、議員の報酬及び職員の給与の改定を行うものでございます。職員の給与については、地方公務員法において、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとされております。

本町については、県人事委員会等の勧告を考慮して給与等の改正を行います。町長、副町長、議員につきましては、年間期末手当を年間0.35カ月分の削減、職員につきましては、給料を月額平均0.2%の削減、年間期末勤勉手当を年間0.35月分の削減、住宅手当を月額500円の減とするものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、議案第1号から第3号について説明させていただきます。

今回の改正につきましては、平成21年8月11日の人事院勧告に準拠する形で実施するもので、期末勤勉手当について、年間0.35月分引き下げる内容でございます。

まず初めに議案第1号及び第3号につきましては同様な内容になっております。12月に支給されます期末手当の支給率を0.15カ月分削減するものを12月1日に改定し、6月に支給される率を0.2カ月分削減して、4月1日から本則に入れるものでございます。

続きまして、第2号議案でございます。

1枚めくっていただきまして、第1条関係でございますけれども、条例第11条の住居手当につきましては、2,000円を500円削減いたしまして1,500円に改め、新築または購入した場合、5年を経過するまでの間は2,500円とありますけれども、それを500円削りまして2,000円とするものでございます。

次に、条例の第19条の期末手当につきましては、12月に支給される率を一般職では0.1カ月分、管理職では0.15カ月分、再任用の一般職及び管理職では0.05カ月分を削減する内容でございます。

次に、条例第20条の勤勉手当につきましては、12月に支給される率を一般職で0.05カ月分を削減する内容になっております。

次の別表1、行政職給料表につきましては、例月給、平均0.2%を削減した表になってございます。

次に、4ページをお願いしたいと思います。

4ページの内容につきましては、第2条関係ですけれども、給与の切りかえに伴う経過措置の現給保障額を含む給料を受けていた職員については、給料月額に99.76%を乗じて得た額に改めるものでございます。

次の第3条では、条例第19条の期末手当については、6月に支給される率を一般職及び管理職ともに0.15カ月分、再任用の一般職及び管理職ともに0.1月分、12月に支給される率を管理職では0.05カ月分、再任用の一般職及び管理職ともに0.05カ月分を削減する内容でございます。

次に、条例第20条の勤勉手当につきましては、6月に支給される率を管理職では0.05カ月分、12月に支給される率を再任用の一般職及び管理職ともに0.05カ月分を削減し、4月1日から本則に取り入れるものでございます。

次に、附則の関係ですけれども、右側に別表があろうかと思えますけれども、別表の職員は減額対象職員ではなく、それ以外の減額対象職員は、給料、手当の合計金額に0.24%を乗じて得た額に4月から11月までの8カ月分を削減するものと、6月の期末・勤勉手当についても同率の額を削減する内容になっております。

条文の中では、100分の幾つを幾つに改めるというようなことになっておりますけれども、内容といたしましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今回の案件は非常に重要な案件でございますけれども、議案調査の期間がありません。ですから、初歩的なものから質問をしていきますけれども、1号から3号まで附則がついております。これを詳細に説明してください。

○議長（一場明夫君） 執行部のほうで答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 先ほどご説明したような内容で、それぞれ附則等がついておりますけれども、議案第1号及び第3号につきましては、この条例については、期末手当の分ですけれども、12月1日から施行する。ただし、第2条の規定といたしますのが、6月の部分も含まれておるものでございます。それを22年4月1日、本則に入れて、正規な条例にするものでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私、詳細に説明してくれと言ったんですけれども、ここで、私は頭が非常に悪いので、2条というのがどういふのかわかりません。説明してください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） まず初め、議案第1号関係、町長及び副町長の一部改正の第2条につきましては、第2条中2項、これの210、今まで出ていたわけですが、それを0.2カ月分、既に6月に改正しております。その分を0.2カ月分削減するというので、こ

れについては来年の4月1日から本則に入れて適用するというものでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これはではなくて、12月1日に適用となるとどうなりますか。

○議長（一場明夫君） 加部議員、もう一度詳しく聞いていただけますか。

○15番（加部 浩君） これは、22年4月1日、これはわかります。ここに書いてありますからわかります。これをことしの12月1日適用というとうどう変わりますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） これにつきましては、既に6月のときにご承認いただきまして実施しているものでございますので、12月1日に適用はちょっとできないかなというように私は解釈しています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私も大体これはわかっているんですけども、何でできないんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） この件につきましては、先ほども申しましたように、既に6月1日で施行しておりますので、それを22年4月1日から適用するという事で本則に入れるということになっておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 説明は私もわかってはいる。だからわかっていて質問するのは申しわけないんですけども、それは前の説明を繰り返しているわけですよ。当初言ったとおり、詳細に説明してくれと言っているんですよ。議案調査があればこんなことは言いはしないんです。課長のところへ行って私が聞けばいいんですから。それが無いから、初歩的なものと言って説明を求めているんですよ。

いいです。時間がかかって申しわけないですから、私はわかっていますから言いませんけれども、町長にお尋ねいたします。

全然別件でお尋ねいたしますけれども、今回の人勧、これを町長はさっきちょっとさわりだけおっしゃってくれましたけれども、どのようにとらえていますか、今回の人事院勧告、これに準拠するということになっていきますけれども、どうとらえていますか、基本的には。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 公務員給与の見直しという中で、期末手当の減額、そして給料が

0.2%だったでしょうか、そういった形での今の経済状況、そういったようなものと比較した中で、人事院としてそのように判断されたのかと思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これについて、町長はそれに基づいて執行すると、そういうお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 基本的な形では、準拠をしてというつもりでおります。

○議長（一場明夫君） いいですか。

ほかにございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） それでは何点かお尋ねをいたしますが、まず、冒頭で町長は、人事院勧告のとおり準拠をしてやっていきたい、なおかつ、県の人事委員会等の内容も考慮等してのというような発言があったわけですが、基本的には従前から町長が言っているような、人事院勧告に準拠してやっていきたいというような姿勢はいまだに崩してはいないように思われます。

そんな中で、議案第2号の関係でございますけれども、この中に住居手当というようなものが含まれてございます。この関係については、非常に、国は廃止、県は何か全廃する必要はないというような見解を持っているような発言もあったように聞こえてはまいります、その辺の事情等はどんなふうでこの議案を提案をしたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 上田議員もやはりご承知のように、県のほうでは住宅手当は約2割の削減というような形でされるようでございます。やはり地域事情を勘案すべきといったことが、まずその理由になっておるようでございます。

私どもは、その地域事情というものともう1点、前々から皆様方とお話をしておりますように、基本的な給与の削減というものを目指しております。そういった中で、この12月ということを期限と、一つの節目と考えておりますので、そのところの政治的判断とでも申しましょうか、そういったようなこともございますので、その辺を勘案していただけたらありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 確かに町長が言うのもごもっともかもわかりませんが、やっぱり地

域事情というのは、何もこの町だけが地域事情があるというようなことではないと私は思っております。そんな中で郡内の各町村を調査いたしましたところ、当町を除いては全廃というような形で方針が出され、また決定もされてきておるような状態でございます。そんな中で、地域事情というのがどうしても必要なかどうか、その辺をもう一度お伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 地域事情というのがありますが、それよりもやはり強いのが、職員の給与の減額、そちらのほうを強く思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 職員の給与の減額というようなことは、前々から町長みずからも、ラスを95に持っていきたいんだという方針そのものはいまだ変わらないと思うんです。そんな事情もあるとは思うんですけれども、それとはやっぱり別な事情というのは、これは郡内統一したものが当然あってしかるべき問題だろうと思います。特にこの住宅手当については、減額をするということよりも、国の人事委員会で定めたものが、なぜ県のそういう地域事情に見合ったもので全廃する必要はないんだというような方向づけに来たのか私にはちょっとわかりませんが、この一般、要するに生活者、住民ですね、この人たちも既に住宅手当とかそういったものはもらっているところはないと私は思われます。

そんな中で、ぜひこの問題についてはもう一度考慮する必要もあろうかと思いますが、ラスとは別に、給与の減額とは別に考えていただいた状況で、少しでも町の財政を要するに潤すためにも、微々たる金額かもわかりませんが、そういったところを削減していくということもまずは必要じゃないかなというふうに思いますが、その辺、もう一度お伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに切り分けるということも当然の話かなというようにも認識はしております。ただ、さまざまな事情からという中で、これについては、郡内で統一するところの話はございませんでしたし、まずは県のほうとの協議をした中で、県は20%ということだったので、まずはそれに倣うというようにさせていただきました。それも、やはり今、職員との給与削減についての協議が大詰めというような状況にございますので、その辺のところを、事情をご賢察いただければと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 私は思うんですけれども、何も県が20%削減しているからそれに準

拠してやっていくんだというものの考えはある程度の筋は通っているかも知れませんが、ただ、他の町村を見ますと、ほかがほとんど全廃をしているんだというようなものを持っているわけです。その場合、やっぱり当町だけが、今までも他の町村よりも給料も多く、そういう状況を踏んできているわけですね。それが職員との交渉によってどうのこうのというものが出てくるんでしょうけれども、私とすれば、組合はあくまでも町長との交渉権だけで成り立っていくんだというようなことを思っております。何も組合が町長との合意をしたからそれでやっていくんだというのが決定をしたものでは私はないというふうに思います。当然、この議会というものがあって、そこで初めてそれが認められた場合には、そこでゴーサインが出ていくというふうに思っていることなんですけれども、でき得れば、給与の減額とはかけ離れたものの交渉というものは、当然これは持つべきだし、セットでいろいろ佳境に入っている部分もあるでしょうけれども、問題を指摘しながら、また、町長の今までの方針を貫くこともこれは必要ではないかなというふうに思います。

そんな中で、今回こういう提案がなされたんですが、もう一度お伺いしますが、この住居手当についての郡内の状況というものを把握してからのこういう結果になったのかどうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 全部の確認をしっかりとしたわけではございませんが、ほとんどがそうだという状況の中ではございました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

初めに、議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ございますか。

第2号です。

11番、上田議員、ちょっとお待ちください。反対ですか賛成ですか。

○11番（上田 智君） 反対です。

○議長（一場明夫君） 反対討論。

賛成討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ないですか。

それでは、11番、上田議員、反対討論をお願いします。

11番、上田議員。

（11番 上田 智君 登壇）

○11番（上田 智君） それでは、議案第2号について反対討論をさせていただきます。

東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、期末・勤勉等について人事院勧告等に準拠し遂行することはやぶさかではございません。ただし、住居手当に関しましては、郡内各町村が臨時会、またはこれから行われる臨時会において全廃というような方針が出されております。そんな中で当町だけが実施をして、減額をしながらも実施を試みていくというのは大変遺憾でございます。それによって私はこの議案に対しては反対をしたいと思います。

ただし、この議案について全部が反対ということではありませんので、早急に執行者に対しては改正または是正を行っていただき、早急に臨時会等を開いていただいて、粛々と採決をさせていただければありがたいというふうに望んでおります。

以上で終わります。

○議長（一場明夫君） ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論のある方はお願いします。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

初めに、議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につ

いてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(一場明夫君) 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

続いて、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第6、議案第4号 東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第4号 東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

榛名吾妻荘の指定管理者の選定に当たりましては、指定管理者選定委員会に選定を諮問し、11月13日に答申をいただきました。この答申をもとに優先交渉権者と協議を進めた結果、

昨日11月24日に仮協定書の締結となりましたので、ここに議会の承認を求めるものでございます。

指定管理者となる者の名称は、東京都渋谷区代々木2丁目18番3号、Fun Space株式会社、代表取締役鈴木茂でございます。指定の期間は、平成22年2月1日から平成27年1月31日までの5年間でございます。

詳細は担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

説明の前に資料の確認をさせていただきます。議案書のほかに候補者の選定というA4、1枚のものと、団体概要書という4枚つづりの資料がございますので、ご確認くださいませ。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、指定管理者の募集についての経過を申し上げますので、資料の候補者の選定についてをごらんください。

1番、公の施設名としましては、東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘でございます。

2番、公募による提案者につきましては、7団体ございました。団体名は、記載のとおりでございます。

3番、優秀提案者につきましては、第1位にFun Space株式会社が選定されました。

第4番の選定までの経過概要につきましては、10月1日から募集要項の配布を13日まで行い、こちらにつきましては、11社が資料を受け取りました。10月13日の公募説明会には、この11社全員が出席をしております。10月16日の参加表明書の提出期限までに、11社の中から8社が参加表明書を提出しております。10月30日から11月5日の間に提案書の受け付けを行いました。8社のうち1社が辞退し、7社からの提案となりました。

指定管理者選定委員会につきましては、第1回委員会を10月19日に開催し、委員長、副委員長の選出を行い、委員長には加辺祐夫氏、副委員長には市場和政氏が選出されました。第2回の委員会は11月12日に開催され、選定規準や配点方法について協議を行いました。翌11月13日、第3回の委員会におきましては、午前9時から開催され、候補者の提案を受けた後、候補者の選定をいたしました。

町では、選定委員会からの答申を受けまして、11月17日からFun Space株式会社との協議を重ね、昨日11月24日に仮協定書の締結をしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 総務委員会でもいろいろ確認していただきましたけれども、会計処理の要するに透明性という部分で随分疑問が出されまして、そういったことについて、決まった業者とは十分協議がされたかどうかお伺いをいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 会計処理につきましては、毎月、収支報告書を提出していただくということで協議をまいっております。

なお、事務作業の中で、3カ月の四半期に1遍の会計処理報告ではどうかというような提案もありましたが、町としては毎月の報告ということでお願いをしております。なお、その報告につきましても、毎月の定例の会議を開催しまして実施をしていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） それで十分に確認できるという判断をしたということによろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 現在、確認の方法としましては、毎月定期的に確認をしていくということで進めたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私も今一生懸命これを見ていたんですけれども、最近のこの会社の運営状態というんですか、経営状況はどんな判断をしていますか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 選定委員会の中で決算書についての資料が提出されているわけですが、その中では、特に経営状況が悪いというようなご意見はいただいておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そのあれは何年ぐらいを見ましたか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 提出されました決算書につきましては、平成20年4月1日から21年3月31日までのものでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、1年ということですよ。1年ですよ。

私、今確認したのは、私が聞き間違いでは困ると思って1年というのを確認したんですけども、1年だけで判断してよろしいですかね、どうですか。その辺のところは何も出なかったんですか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 選定委員会の席では、その点の問題は出されていないかと思えます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 当町としては、その辺のところはそれで問題ないと思いますか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 選定につきましては、7社の決算状況をすべて比較した中での選定をされているようでございます。その選定委員会の答申を受けまして、優先交渉権者との交渉をしたこととなりますので、町としては選定委員会のご判断を尊重してまいったということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その辺のところはここで聞こうと思ったんですけども、選定委員会がこれがいいというのはわかりました。それを丸投げして議会へかけてきたわけですか。

町としては、何の調査もしない、ただ選定委員会を本当に信用して、それを丸投げでこの議会へかけたわけですか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 選定委員会のご審査を尊重して町長が判断をしてございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、今私が言ったとおり、選定委員会が来たから、町としてはそれでいいだろうということで、全く何も調査をしないで議会へかけたということではないんですね。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 選定委員会の判断を尊重して判断をしたということでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私が言っているとおり、その選定委員会の丸投げで議会へかけてきたということになると思うんですけども、町長、そういうことで責任を持ってこの会社でいいと思っているから出したんですけども、それで大丈夫でしょうね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） まず大丈夫だと考えております。それと、選定委員会のところで事務局として、事業課長であるとか総務課長も一緒に同席はさせていただいております。そういった中でも、十分にご審議をいただいたというのを同時進行で一緒に感じられたのではないかと、そのようにも思っております。社長にも先日、少しの時間ですが、お会いさせていただきましたが、この会社だけが社長がプレゼンテーションをしたであるとか、非常に立派な方だと、私自身もお会いしてそういうふうにした次第であります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） しつこいようですけども、ここで私どもがこれでいいということ、を仮に議決したとすれば、これは執行部側だけの責任じゃなく議会にも責任があるわけです、何かあったときには。ですから私どもは、何度も言いますけれども、議案調査も何もなくて即決ですから、くどいようですけどもこういうことを聞いているんです。だから、決して町長をいじめようとかそういう意味は毛頭ありませんので、その辺のところは誤解のないようお願いしますと思います。

本当はこれはこういうところじゃなくて、議案調査を本会議に出してもらって、議案調査のあるところで議案調査をさせてもらえばよかったんですけども、ただ、私としては今の答えを信用すると、それしかないんです。ここでこのあれを今この場に出してもらって、ここで調査をしろと言っても、調査ができないんです。ですから、今後、こういうものについてはちょっと議案調査をいただきたいと。これは非常に吾妻荘は今まで問題になってやっとここまで持ってきて、ここでもしこの会社は多分大丈夫でしょうけれども、2年やったらだめになっちゃったということになれば、非常に私ども、町民に対しても責任のとれないようなことになってきます。

ですから、こういう重要な案件、こういうものについては、町長、今後はひとつ議案調査のある議会に提出をしていただきたい。これは私どもの議運で議案調査というものを設けれ

ばよかったんですけども、ひとつその辺のところをまた考慮していただきまして、お願いをしておきたいと思います。

町長、何かコメントがありましたら、なければいいんですけども、ありましたらお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 有識者ほか公募の方々の非常に信頼できる選定委員会だったというようなことも私どもも思っております、その方々を信頼申し上げてお願いをした、そういった中で、皆様方に対する説明がちょっと足らなかったかとも感じられます。これは、ただ、議案調査によるものというのがいいのかどうなのか、ちょっと私も判断ができませんので、正確に答弁することができないということで、いろいろな中での情報公開というのは十分にやっていくつもりではございますので、そういった思いが議員の方々に持たれたということは申しわけなく思っております。以後、情報公開には努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） お尋ねしたいんですが、先ほどから選定委員会の方々を尊重しておる、私も当然ながら尊重しなければならないというふうに思っているわけでございますけれども、あえてこの1枚紙、この選定についてということで、第1位、2位ということで優先交渉権者、要するに選定規準書（配点表）に基づき審査・評価（点数化）して、500点満点中に1位が416.1、2位が394.2ということになっておると思いますが、当然、尊重しているからこそ、こういうことを言わせていただきますが、これは当然、点数化したわけですから、どんな内容で要するに点数をつけたのか、せめてこの1位と2位の会社のこの点数表を出していただきたい。そうでないと、どういうところにどういう点がついて評価したのかということがわからないわけでありまして、このままですと。ですから、ぜひこの1位と2位の会社の点数表というんですか、これをこの議会に出していただきたいなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 資料提供が求められていますが、準備できますか。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） どのような内容で点数をつけたかというご質問ですが、これはホームページで公開してございまして、採点についても、条例でも決まっているわけですから

ども、それに基づきまして実施しております。

また、点数につきましては、こちらではもう総合点数を提示してございますので、もしこの点数について不審な点があるということでしたら、また公開というお話になるかと思いますが、必要ならばまたこの後、この部分の内容について直接ご説明するようなことで、今回のこの場での候補者の選定についての部分で、点数の公開がここで必要かどうかということにつきましてはもう一度ご判断いただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。議員からそれが必要だということで求められているので、準備する用意がありますかという確認を先におきたいと思いますが。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） もしよろしければ口頭でこの場で申し上げるので、よろしければ今申し上げますが。

○議長（一場明夫君） それでは、準備の用意があるということですから、提出していただければいいので、ここで休憩をとります。その間に資料の準備をお願いしたいと思います。

再開を午前11時15分とします。

(午前10時58分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（一場明夫君） 竹渕議員のほうから求められた資料は、お手元の配付のものでよろしいでしょうか。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） とりあえずありがとうございます。

非常にわかりやすいような、わかりづらいような配点表でございまして、これをざっとで結構なんです、説明していただけますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） ここでは全部で5項目についての配点がございませぬ。配点につきましてはございませぬ内容でございませぬが、6名の委員の配点としましては、中段ちよつと下に合計とありませぬが、480とありませぬ。こちらが6名の委員の合計点でございませぬ。その下の5番の施設使用料の妥当性というところにつきましては、提案された施設使用料を点数に変えまして、20点満点ということで計算式を用いまして配点をしておりませぬ。合計が500点満点ということでございませぬ。

1番の榛名吾妻荘の適正な管理運営のための基本的な考え方、60点でございませぬが、この中では、施設の性格や目的などに合致した方針があり意欲があるか、また、2番としましては、町民の平等な利用が確保されているか、3番、施設の効果が最大限に発揮されているかという3項目についてさらに評価をするということで、評価規準書を作成しておりませぬ。

2番の組織の安定性につきましては、運営理念や財務の健全性、過去または現在の実績等について、2点について評価しておりませぬ。

3番の榛名吾妻荘の管理運営に関する事業計画、事業計画ですので、具体的な事業計画になりますませぬが、事業への具体的な取り組み方、また、施設の運営体制や組織、適正な管理や経理、安全管理や緊急時への対応、個人情報保護の保護、適切な経費の算定、新たなサービスの展開ということで7項目でございませぬ。

その他につきましては、省エネ、地域活動などへの考え方ということで配点をしてございませぬ。

それぞれの6名の委員さんからの点数を集計しました表がこちらでございませぬが、1とありませぬのが今回、資料にございませぬFun Spaceでございませぬ。合計が416.1点、2位とありませぬのが、株式会社フードサービスシンワでございませぬ。394.2点ということでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

先ほど事業課長が、ホームページに載っておると、この点数がですね。これを言ったんですか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 点数ではございませぬ。これは今つくってきたものでございませぬ。この項目について、提案者にこういう項目で判断をするということでお知らせしてございませぬして、さらに概要書というような形の項目の中では、それぞれの今申し上げた内容で提案させ

るような形で載っております。提出書類の中で、こういう項目で判定しますということで出しております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） せっかくですからそれも出してもらいたいですよね、ホームページに載っているからということで済まされる問題じゃないんだと思うんですよ。要するに、ただ単純にこの60点満点中1位と2位が53点、50点ということで、やはり我々とする、少なくとも私とすればこれはちょっと判断できないというふうに思いますので、例えばさっきの2番の組織の安定性という中で7項目、8項目あるということですから、その項目でどういう点の評価になったのかということをご示していただきたい。そういうふうな形でもし提出できるのであれば、請求させていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください、今協議しておりますので。

用意できますか。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 選定委員会で選定規準を判断しているわけですが、その選定規準の表がございますので、時間をいただければコピーをしてきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 選定規準に基づいて、それぞれの項目ごとにどういう評価があったかというのが知りたいという話だったが、それが提示できますか。

事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） もう一度確認させていただきたいと思っておりますが、こちらで集計してございますのは、ここにあります4項目、1、2、3、4の委員さんからの点数については集計した結果がございます。その点数の公表でよろしいのか、また、それについては、それぞれの選定規準書ということで配点のときの資料として大体具体的なこういった内容を見ますというような配点表がございますので、それもコピーする時間をいただければ提出できますが、どの辺の資料が必要だか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） それでは、資料を用意する準備があるそうですので、もう一度、どういう内容のものをということで、ちょっと詳細に、2番、竹淵議員、述べていただけますか。

○2番（竹淵博行君） これが集計表だと思うんですね、これに至るまでのその各項目ごと、各委員さんがどのような評価をしたか、その点数です。それをぜひ教えていただきたい。わかりましたか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 各委員ごとの点数が必要だということでしょうか。もう一度お願いいたします。

○2番（竹淵博行君） はい、そういうふうに求めております。

できれば各委員さんごと、どういう評価をしたのかということ。わかっていただけましたか。

○議長（一場明夫君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。その間、竹淵議員と執行部側とちょっと詰めていただいて、必要な資料を準備していただくということをお願いします。

（午前11時25分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時42分）

○議長（一場明夫君） それでは最初に、事業課長より、配付した資料の説明をお願いします。事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） それでは最初に、A3版の大きい用紙になりますが、ご説明いたします。

選定規準書（配点表）とございます。別紙4、取扱注意と、非公表というふうに書いている部分でございます。こちらの一番左側の項目とありますのが、4項目、これについて委員さんの配点がされます。その次の評価規準、具体的な評価内容というのは、おおよその目安というような形で書いてございます。集計につきましては、一番右側にあります評価点に記入された点数の集計でございますが、3項目めのものにつきましては、(1)から(7)まであるわけですが、そちらはすべて合計した点数が記載されております。右側の合計点が80点とございますが、80点に対して委員さんが6人いらっしゃいますので、 $6 \times 8 = 48$ ということで480点、さらに、先ほど申し上げましたが、施設使用料の部分につきまして、数字で計算したところが20点が加わりまして、全部で500点満点という、先ほどお配りした表の配点になります。

もう1枚、小さい字で申しわけございませんが、こちらは集計をしたときの表でございます。特にこれは公表しているものではございませんが、委員の名前はA、B、Cという形で直させていただいております。また、1位、2位について、提案者の業者名が入っております。1項目め、2項目め、3項目め、4項目めと、Aの委員さんがつけた点数がございまして、Aの委員さんの部分で見ますと、1項目めが7点、先ほどの1項目めになりますが、2項目め、3項目め、4項目めという形で、合計が55点ということでございます。

この6名の委員さんの合計点とその前に配りましたA4の縦長の表でございます。特に集計表では、個々の委員さんの合計点というような形ではなく、合計点で集計した関係で、新たに先ほど配点表をつくりましたので、ちょっと見づらい部分がございますが、合計点は、1項目め、それぞれの委員さんの合計点が、先ほど配りましたA4縦長の点数になります。

各委員さんの点数の内容については、こういう状況でございます。

○議長（一場明夫君） 続いて質疑を行います。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ありがとうございますというより、提案するに当たって、このぐらゐの書類は当然ながらもう常識的に出してほしい、そういうふうにするわけでありませぬ。

町長に一言ちょっとお伺いしますけれども、提案者として、このぐらゐの書類は当然出すべきだと私は考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一番最初にお示しをいたしました団体概要書、それから候補者の選定についてというところで、経緯等もあり、そして今回、最優先権者、そして仮協定を結んだところの概要書があれば十分だと思っております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 結構です。

では、次、私が質問している間に皆さんは見ておいていただきたいと思っておりますけれども、第1、第2ということでこれからいろいろと協議等をされるんでしょうけれども、一番私としては心配なことは、町としての管理規準、要するに、細かいことを言えば、例えば修繕に50万円かかると、例えば50万円以下であれば事業者負担なのか町負担なのかというようなその管理規準というのがあるんだと思っておりますが、その辺のことを示していただきたい。また、そういったものがあるのであれば提示していただきたいと思っておりますけれども、お願いできま

すでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 修繕につきましては、目安としては、100万円未満の場合は指定管理者の負担として考えておりますが、いずれにしても、事前に町長と協議を行っていくというようなことで協定を作成しております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 今おっしゃったその管理規準は多分今言ったんだと思いますけれども、その書類の提出を求めたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

資料をもう一度用意する時間が必要ですので、ここで休憩にしたいと思います。

再開を午後1時ちょうどといたします。その間にその資料の準備をお願いいたします。

（午前11時52分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 続いて質疑を行います。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 資料の提出、ありがとうございました。

この資料について改めて説明は求めませんが、この指定管理者業務水準書ということののっとなって行くということの理解でよろしいのでしょうか、その確認が終わりましたら私の質問は終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 優先交渉権者との協議を重ねる中で、この業務水準書の中で変更点がございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思いますが、1ページの維持管理修理費につま

しては、こちらで1件100万円未満の修繕等は指定管理者の負担とします。2ページに移りまして、なお、1件100万円以上の改修費が見込まれる場合は町長と協議を行ってくださいということになっております。この1件という見方につきまして、例えばそれがボイラーの修理について小さいものが重なっていくと、そのボイラーに対しては100万円を超えてくるというようなことも想定されるわけでございますけれども、そういった中で、一応ここで言っておりますのは、100万円というものは想定はしているんですが、そういった部分で、細かく一件一件、大きな金額が必要な場合には協議をしていくということで、さらにこの辺については協議を重ねていく中で、1件という部分の見方をしていくという形になっております。

また、2ページの(9)事業報告に関することというところで、事業年度は2月から翌年1月までとしますということでございますが、こちらについては、協議の中で、行政も4月から3月までが年度ということになっておりますので、事業者としてもできれば4月から3月までにしたいというようなお話がありまして、この部分については協定の中で、事業年度については4月から3月までとして、ただし、最初の初年度については14カ月、最終年度は10カ月というような見方になっております。

また、②の毎月終了後、月間事業報告書、試算表を翌月15日までに提出してくださいという部分ですが、事務作業の中で15日までというのが大変難しいということで、この辺については1カ月程度の猶予を持っていくような形で考えております。毎月の事業報告書なりがしっくり出てくればいいかと思いますが、15日というのは、会計は東京の本社のほうで庶務をするということですが、そういったので15日というのが難しいということで、これは変更してございます。

この業務水準書の中で大きな変更点については以上でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 先ほど確認して終わりにするというふうに言いましたけれども、要はこの中で契約するに当たり協議した結果、変更が生じたということですよ。私がこういうふうに質問しなければ、こういうこともなかったわけです。これは本当に説明する責任があるんじゃないかなと思うんですが、これは今回の議案に当たって、そのようなことは説明しなくてもいいんだという認識だったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 今回につきましては、指定管理者の指定について議決を求めると

ということで、その業者名、また指定機関についての議決を求めるという内容ですので、ご質問の中でお答えしていくという予定でございました。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 仮にもこの1位のFun Spaceと仮契約をしたと、それをやるに当たってこれらのことを協議した上、変更が生じたということですよ。当然ながらこの水準書、その説明がなければ、このとおりだということで我々は、少なくとも私は理解しなければいけないというような状況の中で、今3点ばかり変更があったと。

例えばこれで認めて、認めない理由はないんですけども、やはり協議するたびに、当然ながら変更は生じてくるんだと思います。変更がもう生じているわけですから、説明責任というのは当然あるというふうに私は認識しますけれども、結構でございます。

特にほかにはないですね。では、確認して終わりにしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） ただいまの業務水準書の関係ではないんですが、以前、実施方針を前に配ったわけです。8月の全員協議会でお配りしたわけですが、その中で成功報酬の部分があったかと思います。ここら辺の考え方につきましては、指定管理者が、収入が支出を上回り利益が発生した場合に、その利益を施設使用料として町へ支払う。町はその50%を成功報酬として指定管理者へ支払うというような、そういう流れでございましたが、現実的な事務処理を検討したところ、最初から指定管理者が50%を町へ納付するというような、そういうことになっております。

大きな変更点は以上でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 大分大きな変更のようなちょっと気がするんですが、前もって50%を納付するということは、最初の計画、要するに初年度の計画で幾ら利益が出るということを設定して、その50%を前もって納付するということなんですか。そういうふうにちょっと聞こえたんですけども。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 申しわけございません。そういうことではございませんで、1年間、年度が終了した時点で利益が発生した場合、今まではその利益をまず町へ納めて、その50%を指定管理者に払うという、そういう考え方だったんですが、そうしますと支払いの部分でも予算化しなければなりませんし、大変複雑になってきますので、ほかの自治体の例を

見ましたら、そういう考え方なんだけれども、現実的には指定管理者からその50%分を町へ払うんだという、そういう事務処理をほかの自治体がやっているものですから、今回の協定の中でも、利益が発生した場合、50%を町へ払うというような、そういう形になります。当初からということではございません。最終的に利益が発生した場合です。ですから、考え方としては全く同じものでございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第5号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第5号 物品購入契約の締結につきまして提案理由を申し上げます。

平成21年度学校情報通信技術環境整備事業、幼稚園・小中学校デジタルテレビ購入の物品購入契約につきましては、指名競争入札を行った結果、契約の相手方は、吾妻郡東吾妻町大

字川戸909番地7、有限会社中澤電気工事、代表取締役中澤淳二で、契約金額は2,081万1,000円でございます。

管内の幼稚園、小学校、中学校に32型、37型、50型のデジタルテレビとその周辺機器としてブルーレイディスクプレーヤーを購入し、平成22年3月中旬までには利用できるようお願いするものでございます。

十分にご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

詳細は担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長事務取扱。

○教育長・教育課長事務取扱（小林靖能君） それでは、ご説明いたします。

このたびのデジタルテレビ、ブルーレイディスクプレーヤーの購入につきましては、幼稚園、小学校、中学校のアナログテレビ及びVHSプレーヤーの買いかえを行い、地上デジタル放送化に対応するものであります。

購入個数は、幼稚園におきましては32型デジタルテレビ及びブルーレイディスクプレーヤーを各4台ずつ、小学校、中学校においては、施設により個数は異なりますが、37型と50型デジタルテレビを小学校合計40台、中学校合計25台、50型デジタルテレビは、移動可能なテレビ台をあわせて設置いたします。また、おのこのテレビにはブルーレイディスクプレーヤーを併設し、そのほかに各施設1台設置し、小学校、中学校、合計で75台を設置します。購入するデジタルテレビの数と同数の現在設置してありますアナログテレビの処分も行います。

園児、児童・生徒の勉強や生活に必ず寄与するものと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これは工事費も含めてこの金額でという解釈でよろしいですね。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育長・教育課長事務取扱（小林靖能君） はい、そのとおりでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、この今まであったテレビを処分するんですから、処分

料というのかからないんですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育長・教育課長事務取扱（小林靖能君） 処分料と言ったらよろしいですか、環境に配慮した方法で進めるということは聞いております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは料金はかからないですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育長・教育課長事務取扱（小林靖能君） 一括して全部だというふうに聞いております。ですから、この契約金額の中に入っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これはこの5号議案から外れているといえば、議長、とめてくれて結構でございます。

学校関係以外で今回買うテレビというのはないですか。

○議長（一場明夫君） 提案議案とは直接関係ないかなと思いますが、よろしいですか。

ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） テレビなんですけれども、何か場所によってはどうか、教材仕様になっているのでしょうか、何かかぎがかかるテレビが、中之条あたりはそういった機種が入るという話を聞いたんですけれども、もう機種を限った中での入札をしたのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育長・教育課長事務取扱（小林靖能君） お答えになるかどうかわかりませんが、子供たちがボタン等を押しても、そういったところが作用できない、プッシュしてもそれが作用していかない、そういった方向で機能されているテレビを設置するというで聞いております。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 中澤電気工事さんが工事するというですけれども、台数も随分多いんですけれども、短期間に工事の対応というのは大丈夫なのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育長・教育課長事務取扱（小林靖能君） 大丈夫だというふうに理解しております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成21年第8回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 1時19分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 青柳 はるみ

署名議員 須崎 幸 一

署名議員 浦野 政 衛